

惠泉女学園大学学位規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定に基づき、惠泉女学園大学学則(以下「大学学則」という。)及び惠泉女学園大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に規定するもののほか、惠泉女学園大学が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位及びその種類は、次のとおりとする。

- (1) 学士(人文学)
- (2) 学士(人間社会学)
- (3) 修士(人文学)
- (4) 修士(平和学)

第2章 学士

(学士の学位授与)

第3条 学長は、本学人文学部において、各学科所定の課程を修了し、大学学則第30条の規定により卒業資格の認定を受けたものには、その卒業を認め、学士(人文学)の学位を授与し、別記1の卒業証書・学位記を交付する。

2 学長は、本学人間社会学部において、各学科所定の課程を修了し、大学学則第30条の規定により卒業資格の認定を受けたものには、その卒業を認め、学士(人間社会学)の学位を授与し、別記2の卒業証書・学位記を交付する。

第4条 本学において学士の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、これに本学名を付して学士(人文学)(惠泉女学園大学)又は、学士(人間社会学)(惠泉女学園大学)とする。

第3章 修士

(修士の学位授与の要件)

第5条 学長は、本学の大学院人文学研究科文化共生専攻または平和学研究科平和学専攻の修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士の学位申請論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に、大学院学則第14条の規定により、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に關しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

2 前項の規定により授与する修士の学位は、修士(人文学)または修士(平和学)とする。

(修士の学位申請論文の提出)

第6条 修士課程に1年以上在学し、所定の授業科目を20単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、課程修了予定年次の定められた時期に修士の学位申請論文を提出することができる。

2 修士の学位申請論文は、研究指導教員を経て、研究科委員会に提出しなければならない。

3 大学院学則の規定を適用されている者の修士の学位申請論文の提出時期については、研究科委員会の定めるところによる。

(修士の学位申請論文)

第7条 修士の学位申請論文は、1編1部とする。ただし、修士の学位を申請する論文に、参考として他の論文を添付することができる。また、審査のため必要があるときは、参考論文、関係資料などを提出させることができる。

(修士の学位申請の論文の審査委員)

第8条 研究科委員会は、第6条の規定により修士の学位申請論文が提出されたときは、研究科の教員のうちから、研究指導を担当する教員を含め2名以上を審査委員(うち1名は主査)に選出する。

2 研究科委員会は、審査のため必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する教員以外の教員及び学識経験者を審査委員に加えることができる。

3 審査委員は、修士の学位申請論文の審査、最終試験に関する事項を行うものとする。

(修士の学位申請論文の審査基準)

第9条 修士の学位申請論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すものでなければならない。

(修士の最終試験)

第10条 大学院学則第14条及び第15条に規定する最終試験は、修士の学位申請論文の内容及びこれに関連する専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力等について行う。

(学位申請論文の審査期間等)

第11条 審査委員は、修士については、学位申請論文の受理後、2ヶ月以内にその審査及び最終試験を終了しなければならない。

(審査結果の報告)

第12条 審査委員は、学位申請の論文の審査及び最終試験を終了したときは、審査の結果及び評価に関する意見を付して、最終試験の成績とともに、研究科委員会に報告しなければならない。

2 審査委員は、学位申請の論文の審査の結果、その内容が著しく不適格であると認めるときは、最終試験を行わないことができる。この場合には、審査委員は、その旨を研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士の学位を授与することの可否を議決する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成がなければならぬ。

3 研究科委員会が第1項の議決をしたときは、研究科長はすみやかに、学長に報告しなければならない。

(学位記の交付)

第14条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、修士の学位の授与を議決されたものに別記3または4の学位記を交付する。

2 修士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位の名称)

第15条 本学において、修士の学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、これに本学名を次のとおり付記するものとする。

(1) 修士(人文学)(恵泉女子大学)

(2) 修士(平和学)(恵泉女子大学)

第4章 その他

(学位授与の取消)

第16条 本学において、学位を授与された者に次の事実があったときは、学長は、教授会又は研究科委員会の議を経て、その授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正な方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

(改廃)

第17条 この規則の改廃は、教授会又は研究科委員会がこれを行う。

附 則

—省略—

別記1(第3条関係)

大学印	卒業証書・学位記	第	号	
	氏名	年	月	日生
<p>本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（人文学）の学位 を授与します。</p>				
年 月 日				
恵泉女学園大学長				印

別記2(第3条関係)

大学印	卒業証書・学位記	第	号	
	氏名	年	月	日生
<p>本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士（人間社会学）の 学位を授与します。</p>				
年 月 日				
恵泉女学園大学長				印

別記3(第14条関係)

大学印	学位記	第号
	氏名	年月日生
本学大学院人文学研究科文化共生専攻の修士課程を修了したので修士 (人文学)の学位を授与します。		
年月日		
恵泉女学園大学長		印

別記4(第14条関係)

大学印	学位記	第号
	氏名	年月日生
本学大学院平和学研究科平和学専攻の修士課程を修了したので修士(平和学) の学位を授与します。		
年月日		
恵泉女学園大学長		印